

# 島根県報

第一、四〇一號

平成十四年九月十日  
(火曜日)

三三条関係  
二 施行期日

公布の日から施行することとした。

目 次

規則

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

(漁業管理課) 一

告示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定

(長寿社会課) 二

土地改良事業変更計画書の縦覧

(農村整備課) 二

解除予定保安林(五件)

(森林整備課) 二

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出

(商工企画課) 三

国土調査の指定

(用地対策課) 四

公 告

クリーニング師試験の実施

平成十四年度第二回危険物取扱者試験の実施

雑報

公布された条例等のあらまし

◇島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(島根県規則第八六六号)

一 規則の概要

漁業調整上の理由により漁具漁法の禁止期間の一部を改正することとした。(第

附 則

網目一・五センチメートル以下の網地を使用するふくろ網

十月一日から十一月三十日まで

第三十三条の表中

江川(支流沢谷川河口右岸突端下流五十メートルのところから中国電力株式会社明塚水力発電所放水口上流二百メートルにいたるまでの区域に限る。)におけるあゆのさし網	網目一・五センチメートル以下の網地を使用するふくろ網	十月一日から十一月三十日まで
九月十六日から十二月三十日まで	九月十六日から十二月三十日まで	十月一日から十一月三十日まで

に改める。

規則

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第八十六号

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県内水面漁業調整規則(昭和三十九年島根県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

網目一・五センチメートル以下の網地を使用するふくろ網	十月一日から十一月三十日まで
十月一日から十一月三十日まで	十月一日から十一月三十日まで

を

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 告示

### 示

#### 島根県告示第八百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
きさ内科皮フ科クリニック	平田市平田町四〇〇五一	平成十四年八月十六日

#### 島根県告示第八百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次とおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡八雲村土地改良業	仁井屋地区農道事業	計画書の写し	告示の日から二十一日間	八雲村役場

#### 島根県告示第八百八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所  
益田市高津一丁目イニ四九八の四（国有林）

二 保安林として指定された目的  
風害の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため  
道路用地とするため

#### 島根県告示第八百七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所  
松江市大海崎町字石場四七二の六

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第八百九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
大原郡木次町大字下熊谷一八八一の三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第八百十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
那賀郡金城町大字追原一九六六の一〇・一九六七（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

## 島根県告示第八百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

- 一 届出の概要
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
デパートパラオ 島根県出雲市今市町二五九番地一

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉庸善 島根県出雲市今市町二五九番地一  
協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 坂根直樹 島根県出雲市今市町二五九番地一

## 島根県告示第八百十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所  
鹿足郡日原町大字左鎧字立山一二二五の二八、二二二五の二九
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

駐車場の収容台数

(変更前) 七三三台

(変更後) 七一一台

4 変更の年月日

平成十四年四月一日

二 届出年月日 平成十四年八月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意志の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第八百十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十二号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十四年九月二日	益田市	益田市久城1地区	告示の日から平成十六年三月三十日まで

## 公 告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成十四年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十四年九月十日

島根県知事 澄田信義

## 一 試験日時

学科試験 平成十四年十一月七日（木）午前十時三十分から十二時まで

（午前十時から受付開始）

二 試験場所  
学科試験 平成十四年十一月七日（木）午後一時から五時まで

実地試験 平成十四年十一月七日（木）午後一時から五時まで  
実地試験 大田市久手町刺鹿三二九一四（株）富士ドライ

## 三 試験の内容

## (一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗たく物の処理に関する知識

## (二) 実地試験

- 1 薬品の鑑別
- 2 繊維の鑑別
- 3 しみぬき
- 4 ワイシャツのアイロン仕上げ

## 四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定により学校教育法第四十七条に規定する者とみなされる者を含む。）

## 五 受験手数料

八千四百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

この収入証紙には、消印ないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

## 六 受験願書等の受付期間

平成十四年九月十七日（火）から同年十月四日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成十四年十月四日までの消印のあるものに限り受け付ける。

七 受験願書等の提出先  
住所地を管轄する隠岐支庁（保健所）又は健康福祉センター（保健所）へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒六九〇一〇八八七 松江市殿町一二八番地）へ提出すること。

## 八 提出書類

## （一）受験願書

## （二）履歴書（所定用紙）

（三）写真（出願前六月以内に撮影した正面半身、脱帽の手札型とし、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの。）

（四）受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの。）

（五）戸籍謄（抄）本（現在の氏名と（四）の証明書類の氏名とが異なる場合のみ）

## 九 受験票の送付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

## 十 合格者の発表

平成十四年十一月六日（金）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板、隠岐支庁（保健所）及び各健康福祉センター（保健所）に掲示して行うほか、合

格者には合格証を交付する。

## 十一 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問い合わせは、隠岐支庁（保健所）、各健康福祉センター（保健所）又は島根県健康福祉部薬事衛生課営業指導係（〒六九〇一〇八八七 松江市殿町一二八番地 電話（〇八五二）二三一五二六〇）にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

## 雑 報

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の五第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成十四年九月十日

財団法人消防試験研究センター理事長 大井久幸

## 一 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

## 二 試験の日時及び場所

## 1 試験の日時

平成十四年十一月十七日（日） 丙種 九時三十分から

甲種・乙種 十三時〇〇分から

## 2 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、西郷町

## 三 受験手続

## 1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

毎週火・金曜日発行

## 2 受験願書受付期間

平成十四年九月二十日から十月四日まで（郵送の場合は、十月四日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

## 3 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 五千円

乙種危険物取扱者試験 三千四百円

丙種危険物取扱者試験 二千七百円を所定の方法により納付すること。

## 4 その他

1 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各消防本部

（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、百六十円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型二号封筒を同封すること。）

## 2 問い合わせ先

〒六九〇一〇八八二 松江市大輪町四二〇一

島根県大輪町団体ビル二階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

（電話〇八五二一二七一五八一九）